

所掌事項

- (1) 災害の伝承に係る資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 災害の伝承に係る資料の展示、活用方法及び保管に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

設置根拠

宮古市災害伝承協議会要綱（宮古市告示第155号）

設置年月日

R4. 7. 7

委員定数

15人

委員任期

2年

現任委員発令日

R5. 3. 16

現任委員任期満了日

R7. 3. 15

担当課

田老総合事務所

TEL : 0193-87-2971 内線 6213

FAX : 0193-87-3667

E-mail : taro-shisho@city.miyako.iwate.jp

備考